

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 照会回答集（厚生労働省作成）

※一部宮城県において追記しております。（追記箇所は、【宮城県追記】とし、青字で表示しています。）

※都道府県の事務に係る照会回答については記載を省略しているため、番号が連続しておりません。

番号	質問内容	回答
1	(2)連携支援事業における職員応援派遣に係る費用について次のような場合も該当しますか。 ①連携により利用者を受け入れた場合の、既存の職員の割増賃金について。 ②応援派遣した職員の穴を埋めるため、新しく職員雇った場合の、派遣した職員の割増賃金及び、新しく雇った職員に係る職業紹介料や賃金について。	①、②のいずれについても対象となります。
4	濃厚接触者となった利用者に対してサービスを実施した職員に対し、介護サービス事業所が独自に手当を支給する場合、今回の事業の対象となるでしょうか。 ※施設：濃厚接触者への介護従事1日につき、5,000円 訪問：濃厚接触者への訪問1回につき 2,000円 等	実施要綱3（1）の事業として対象となる。
7	1事業所1回の助成とあるが、初回交付で基準単価を下回る交付を受けた事業所が、後日感染が発生して別途かかり増し経費が発生した場合でも、再度の申請はできないのか。（できないのであれば、多くの事業所は2回目の交付まで待ち、まとまった金額で申請することが想定される）	原則1回ですが、資金繰り等やむを得ない場合については、実施要綱別添の基準額までは追加で申請が可能です。（2回とはカウントしない）
13	1. 「当該継続支援事業補助金」と「地域医療介護総合確保基金（消毒・洗浄費用助成）」の「相違点」と「すみわけ」について、御教示願えないでしょうか。	他の補助金と二重に交付することはできないが、ある事業所の取組について2つの補助金等の対象となる場合には、事業所の取組ごとにどちらを活用するか各都道府県においてご判断いただきたい。
17	実施要綱3（1）※1ウで介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用として、（割増）手当が挙げられているが、これは、コロナウイルスへの対応として「危険手当」等を支給した場合も対象となるのか。	危険手当等の名称にかかわらず、コロナウイルスへの対応として各種手当での支給は対象となります。
18	実施要綱3（1）※1キで「ICTを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットのリース費用等」と記載があるが、当該タブレットを使用してどのようなサービスを行うことを想定しているのか（通所系事業者が利用者宅を訪問しサービスを実施するが、効率的にサービスを行うため、訪問前にあらかじめ利用者が当該タブレットを活用して、体温等健康状態を入力しておくといったことか。）。	利用者が自宅でタブレットを使用して、職員とビデオ通話により安否確認する場合等を想定している。
19	通所介護事業所の利用者及び職員に感染者が発生したが、当該事業所は特別養護老人ホームに併設されている事業所である。今回の感染者発生を受けて、特別養護老人ホーム利用者及び職員との接触を回避するため、施設・事業所の共有部分にパーティションを設置するが当該費用は実施要綱3（1）※1に記載の介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用として、補助金対象となるということでしょうか。	感染症対策としてかかり増した経費と考えられます。

番号	質問内容	回答
20	実施要綱4（1）①で「介護サービス事業所等」の記載があるが、定義が示されていません。介護サービス事業所及び介護施設等のことでよいか。	お見込みのとおりです。
32	Q1 本事業の対象①～⑤に該当しない場合でかかり増し経費が発生した場合、たとえば「感染疑い」（肺炎症状を示してPCR検査まで行ったが「陰性」と判定された利用者や同居家族等）ケースの対応に、かかり増し経費が生じた場合は国庫補助対象外となるのか？	本事業の対象となるのは実施要綱3（1）（2）の場合のみとなります。
33	今回の要綱案からの修正で、（割増）手当が追加されているが、遡って手当を支給した場合も、補助対象となるのか？	実施要綱に記載のとおり1月15日以降に発生したかかり増し経費であれば補助対象となります。
40	対象となる費用は、1月15日から協議書の提出までの間に支出したものと考えてよろしいでしょうか。今後支出予定の費用を対象とすることはできますでしょうか。	国庫補助協議については、年間の見込み額で協議していただき予算を確保の上、事業所に対しては本年1月15日から、令和2年度中が事業の対象となり、その間でかかり増した費用を申請していただきます。
41	地域医療介護総合確保基金事業との関係について 「（1）介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」における必要な費用の例示として、「ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用」が示されているが、地域医療介護総合確保基金事業における「（6）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」の「b 介護施設等の消毒・洗浄経費支援」との関係はどのようなになるのか。	基金や他の補助金と二重に交付することはできないが、ある事業所の取組について2つの補助金等の対象となる場合には、事業所の取組ごとにどちらを活用するか各都道府県においてご判断いただきたい。なお、基金で補助を受けた物品については、事業所が実際に支出していないため、かかり増し経費に計上はできませんので本事業の対象とはなりません。
42	助成額について 特別な事情により基準単価を超える必要がある場合、個別協議を実施するとされているが、どのような場合を想定しているか。例えば以下のような事例は該当するのか。 ・「（1）介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」に関して、1つの介護サービス事業所等（以下「事業所等」）において感染者が期間をおいて複数回発生し、個別に対応したことにより、基準単価を超える実支出額を要した場合 ・「（2）介護サービス事業所等との連携支援事業」に関して、複数の事業所等に応援派遣等の支援をしたことにより、基準単価を超える実支出額を要した場合	クラスター感染等ご指摘のような状況も想定していますが、詳細については別途ご連絡いたします。
43	対象経費について ・本事業の対象経費は、年度をまたぐことになるが、令和2年1月15日以降に事業所等において支出した経費と解してよいか。その場合、従前からの備蓄していた衛生用品等を使用して対応した場合の取り扱いはどうなるのか。	本事業においては、1月15日より前に購入した場合は平常時の経費と整理し、対象とはなりません。
44	申請回数について 1事業所・施設当たり1回までの助成とされているが、「（1）介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」と「（2）介護サービス事業所等との連携支援事業」の両方を申請する場合は、1回にまとめて申請しなければならないのか。	（1）と（2）を実施する場合は、別の目的の事業であるため、両者を算定可能です。タイミングが同時期でない場合など必ずしも1回でまとめられない場合は分けて申請しても差し支えありません。

番号	質問内容	回答
47	<p>実施要綱3(1)の介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業及び実施要綱3(2)の介護サービス事業所等との連携支援事業について、対象費用の(割増)賃金、手当の範囲についてご教示ください。</p> <p>・新たに雇用した職員でなくとも、割増賃金を含めた賃金総額について、補助対象としてよろしいでしょうか。</p> <p>例：A施設でクラスターが発生し、B施設から応援職員を派遣。B施設の応援職員の賃金について、割増賃金を含めた賃金総額をA施設が負担することとなった場合に、賃金総額を補助対象としてよろしいでしょうか。</p>	対象として差し支えありません。
49	感染症が発生した施設の介護職員が、感染のおそれがあるため帰宅せず、施設の近辺で宿泊を続ける場合の宿泊経費も補助の対象となるのか。	との場合の宿泊経費も補助の対象となります。
50	「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」の対象事業所のうち、④には、「訪問サービスを行わず、電話による安否確認のみを行っている事業所」も含まれるのか。	訪問サービスを行っている事業所が対象となります。
51	実施要綱3(1)①から④までの対象経費は、申請時点で既に発生済みのもののみか。仮に、申請日以降の予定経費も計上可能なら、同(1)(例)で示されているリース費用その他の経費の対象期間はいつの分まで計上可能なのか。	事業所の申請時点で発生しているかかり増し費用について補助を行います。対象期間は令和2年度中です。
53	実施要綱3(1)③「濃厚接触者」に係る確認方法はどのような手法を想定されていますか。	濃厚接触者は保健所の判断となります。
54	<p>対象経費は「当該感染者・濃厚接触者」に対応した分のみであり、その他の利用者に使用する者は対象外でしょうか？</p> <p>若しくは事業所全体で、例示いただきましたすべての経費が対象となるのでしょうか？</p>	事業所が本事業の要件に当てはまる場合は、当該施設の職員全体が事業の対象となります。
58	地域医療介護総合確保基金(介護施設等の整備分)の介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援での介護施設等の消毒経費を活用した事業者が、今回のサービス継続支援事業費を活用できるのか	基本的にはすでに補助を受けた物品については、事業所が支払うわけではないので、かかりまし経費にはなりません。追加で事業所の負担により消毒を行った場合はかかりまし経費になると考えます。
59	事業対象者は、令和2年1月15日以降となっているが、いつまでが対象となるのか。	令和2年度末までが事業の対象となります。
61	対象経費の「(割増)賃金・手当」について、「手当」は具体的にどのようなものを想定しているか。感染疑い者や濃厚接触者、感染者へのサービス提供を行った介護従事者への危険手当を含むと解してよいか。	危険手当等の名称にかかわらず、コロナウイルスへの対応が無ければ発生しなかった各種手当を対象として差し支えありません。
62	令和2年1月15日以降に感染疑い者等の対応を行った事業所が、遡って手当等を支給した場合にも補助対象となるか。	実施要綱3(1)の要件に該当する場合は対象となります。
63	実施要領3(1)※1「ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・・・等」とあるが、ここには、感染者支援や感染した職員の代わりとして、「新たに職員を雇用する」場合の人件費も含まれると考えてよいか。	含まれます。
64	実施要領3(1)※2「ウ 職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・・・等)」とあるが、ここには、職員を派遣することにより、派遣元施設等での利用者支援を継続するため、「新たに職員を雇用する」場合の人件費も含まれると考えてよいか。	含まれます。

番号	質問内容	回答
69	要綱3 事業内容（1）の事業について、事業者が感染予防のため自主的に休業した（感染者や濃厚接触者が存在していない状態で）場合でも、他の場所でのサービス提供や、訪問を行った場合は助成の対象となるか。また、対象となる場合は要綱上のどの部分に記載されていますでしょうか。	実施要綱3（1）④に記載の場合は対象となります。
70	要綱3 事業内容（1）③の濃厚接触者の範囲はどのようなものでしょうか。例えば感染の疑いがありPCR検査を受けた者で陰性の者や、感染者や左記の「濃厚接触者」と接触があり経過観察中の者も含まれますでしょうか。	濃厚接触者は保健所の判断となります。
71	基準単価で、介護老人福祉施設等は1 定員当りの単価に定員数を単純に乘じれば良いでしょうか。感染症の対応をしたフロアやユニットの定員数など、限定的に積算することになるのでしょうか。	総定員数を乗じてください。
72	対象経費として例示のある、事業継続に必要な（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費については実際に感染者や濃厚接触者に対応した職員のみを対象とすることを考えておりますが、問題ないでしょうか。	当該施設の職員であれば広く対象として差し支えないが、あえて限定することを妨げるものではない。
73	訪問介護事業所：利用者にコロナウイルス感染者が発生したため、サービスに入っていた訪問介護員を2週間自宅待機とし、その間の給与を保証した。 また、5月4日から10日まで自主的に休業し、その間の従業員の給与を6割保障した。 上記賃金について補助金の対象となるか否か。	自宅待機となった者が濃厚接触者となれば補助金の対象となる。
75	従来通りのサービスを実施している事業所で、感染拡大防止のためにマスクや衛生用品等を購入した場合は、対象外であるという認識で良いか。	実施要綱3（1）①～④に該当しない場合、（2）の連携事業を行わない場合は、対象外です。
76	既存のスタッフに追加手当を支給する場合も対象か	既存のスタッフ如何にかかわらず、コロナウイルスへの対応として各種手当での支給は対象となります。
77	通所事業所537千円など、各施設毎に補助上限単価を設定されていますが、国で設定した際の、危険手当（コロナ手当）の想定単価はどれぐらいで考えたでしょうか。	手当の水準については特段想定していません。
81	【濃厚接触者に対応した事業所】 本市では、介護サービス事業者が、感染者又は濃厚接触者に概ね1m以内で15分以上のサービス提供を行った介護従事者に特殊勤務手当を支給する場合に、職員1人につき日額2千円を上限に補助を行うこととしている。これは対象経費の「手当」に含まれると考えてよいか。また、単価上限はないものと考えてよいか。	手当の種類にかかわらず、コロナウイルスへの対応が無ければ発生しなかった各種手当を 対象として差し支えありません。手当の額の上限を設定する予定はありません。
82	【全事業共通】 いわゆる「医療みなし」であり介護サービス事業所の指定を行っていない訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び居宅療養管理指導の各事業所については対象となるか。	対象となります。
83	接触感染防止のために血圧計を増やす経費や、症状として現れる肺炎の悪化に対応するパルスオキシメーターなどの医療機器購入経費も対象として差し支えないか。	差し支えありません。

番号	質問内容	回答
84	<p>継続支援事業の対象経費の例ウについて 「事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費、・宿泊料、損害賠償保険の加入費用等」が例示されている。 感染者が発生した介護施設では、保健所の指示により10名以上の職員が「濃厚接触者」に指定され自宅待機となる場合がある。 介護施設の運営を継続するために、急遽、他法人が運営する介護施設職員が応援派遣されることが想定される。 そこで、応援を受けた感染者が発生した介護施設運営法人が、他法人からの応援職員に対し、謝金を支払った場合に対象経費として差し支えないか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
85	<p>かかり増し経費とは、通常支援に必要なものを除き、濃厚接触者や罹患者が発生した後、対応するための経費のみをさすのか。</p>	<p>実施要綱の3（1）にあるように、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行います。</p>
87	<p>通所系サービスで自主的に訪問サービスを実施した事業所について、通所を休業又は縮小して、電話安否確認をした場合の、かかり増し経費についてはどうか</p>	<p>電話の安否確認については介護報酬の対象となりますのでかかり増し経費の対象とはならないと考えます。</p>
88	<p>訪問するための、追加人員の確保のためとあるが、報酬との兼ね合いはどうなるのか。</p>	<p>通所から訪問サービスに切り替えた場合に、通所施設の職員以外（ヘルパー等）の人員を確保する場合の諸謝金等はかかり増し経費になりますので、対象です。</p>
89	<p>障害・児童等の福祉サービスについても同様の事業があるか</p>	<p>障害福祉事業については、同様の事業があると承知しています。</p>
90	<p>濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所…とあるが、この濃厚接触者は、利用者のみをさし、職員や利用者家族等は含まれないのか また、対応したとは、サービス提供をさすことでよいか</p>	<p>いずれもお見込みのとおりです。</p>
95	<p>補助対象事業所には、保険医療機関のいわゆる「みなし指定」を受けている介護保険適用事業所も含まれますか。</p>	<p>対象となります。</p>
96	<p>次の例1、2は「（2）介護サービス事業所等との連携支援事業」の職員応援派遣に係る費用に該当するということでしょうか。 例1）施設Aで感染症が発生し、複数職員が陽性・濃厚接触のため勤務ができず、Aが人員不足となる。同一法人内の他施設BからAに職員を派遣し、Aの事業を継続。Aへの派遣によりBで生じる人員不足に、他法人施設Cから応援派遣あり。Cに対し、Bへの派遣のための諸経費を補助する。 （発生施設A ← 同一法人施設B ← <u>他法人施設C</u>） かっこ内の<u>二重下線部分</u>への補助</p>	<p>最終的に施設Aの支援につながるため対象として差し支えない。</p>
97	<p>例2）施設Dで感染症が発生。入所者のうち濃厚接触等の感染リスクのあった者はDでサービスを継続。非感染者は外部の宿泊施設Eへ移動させ、Eにてサービスを提供。Eへ他法人施設Fから応援派遣あり。Fに対し、Eへの派遣のための諸経費を補助する。 （発生施設D→非感染者のみ宿泊施設E ← <u>他法人施設F</u>） かっこ内の<u>二重下線部分</u>への補助</p>	<p>最終的にDの入所者の支援につながることから対象として差し支えない。</p>

番号	質問内容	回答
98	<p>「（１）介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」の中で、③濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等が助成対象として挙げられています。「濃厚接触者」の定義はどのようなもので、どういった方法で確認することを想定されていますか。</p>	<p>濃厚接触者は保健所の判断となります。</p>
100	<p>○介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用の対象について 添付資料「03（参考：変更点）【実施要綱】新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」のP3「※１〇介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用」ウに【手当】が追加されていますが、この手当はどのような手当を想定されていますでしょうか。 例えば、サービス事業所が既存の利用者に対してサービスを行う際、利用者が濃厚接触者又は感染者と判断された場合において、日常生活に必要な介護サービスを維持するためにサービス提供を行うものに対して支給する特殊勤務手当は対象となりますでしょうか。</p>	<p>手当の種類にかかわらず、コロナウイルスへの対応が無ければ発生しなかった各種手当を対象として差し支えありません。</p>
101	<p>○「助成額」について 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」別添「助成額」欄において、「1事業所・施設当たり1回まで助成することができる。」とされていますが、事業所等に対する補助金の支給を複数回にわたり行うことは差し支えないでしょうか。</p>	<p>支払の回数を分割して行うことについては差し支えありません。</p>
102	<p>実施要綱3の（１）の④の対象事業所に認められる費用は、実施要綱3の（１）の（例）※1のコ～セの費用のみであると考えてよいか</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
103	<p>実施要綱3の（１）の（例）※1のカ、キの費用の対象になるのは、実施要綱3の（１）の①又は②の対象事業所のみであると考えてよいか</p>	<p>④も対象となる。</p>
104	<p>連携先事業所が応援職員を派遣し、感染症発生事業所が最終的に当該人件費を負担する場合、基本的には実施要綱3の（１）の②が対象事業所になるが、申請に重複がなければ、実施要綱3の（２）も対象事業所になると考えてよいか</p>	<p>感染症発生事業所が応援職員の人件費等を負担した場合は、3（１）②で申請することとなる。</p>
106	<p>補助対象事業所の訪問系対象事業所に介護予防支援がありませんが、対象に含めてよいでしょうか。</p>	<p>別添1の※1のとおり、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとする</p>
107	<p>補助対象事業所に「養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）」と、「養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）」とありますが、これらの「特定施設入居者生活介護」事業所という理解でよろしいですか。それとも、「特定施設入居者生活介護」に該当しない養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サ付住宅も補助対象なのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、特定施設でなくても対象となります。</p>
121	<p>【追加】 濃厚接触者ではなく、感染が疑われる者（例えば、発熱が続き、PCR検査の結果、陰性であった者）に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等は対象外とならないのか。</p>	<p>発熱のみでは対象とならない。3（１）に該当する場合のみとなる。</p>

番号	質問内容	回答
125	<p>「実施要綱3（1）通所系サービス事業所が人数を制限してサービス実施に係る費用」として、通所しない利用者宅への訪問や安否確認を行うために、ICT機器、自転車等の備品購入費を対象としているが、新型コロナに影響に伴い短期間のみ行った場合においても、備品購入費の全額を補助対象とみなすのか。</p>	<p>基準単価の範囲内で対象として差し支えありません。</p>
126	<p>国実施要綱第3（1）①から③に該当する通所サービス事業所が④を行った場合は、基準額は倍額となると考えて良いか。</p> <p>※例えば、通所介護事業所（通常規模型）であれば、1事業所あたり537千円+537千円=1074千円と考えると良いか。</p> <p>又は、</p> <p>ア「介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用」</p> <p>イ「通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用」</p> <p>ウ「通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用」</p> <p>アからウまでの経費で、基準額537千円として考え、</p> <p>エ「通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）による訪問サービス実施に係る費用」</p> <p>エまでの経費で、基準額537千円として考えるのか。</p>	<p>倍額となります。</p>
127	<p>実施要綱別添の助成額の欄に「1事業所・施設当たり1回まで助成することができる」という記載があるが、実施する事業が異なる場合は、同一事業所に複数回助成することは可能であるのか。</p> <p>例えば、（2）介護サービス事業所等との連携支援事業にて申請を行った事業所・施設が、助成を受けた後に、（1）事業を行った場合は助成することは可能であるのか。</p> <p>通所サービス事業所が、訪問サービスを実施したため、（1）④に該当し、申請を行い助成を受けた後に、コロナ感染者が発生に伴い、ア「介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用」、イ「通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用」等を行った場合は、助成することは可能であるのか。</p>	<p>実施要綱3（1）と（2）は別の事業なので両方に該当する場合は、両者の助成が可能です。</p> <p>後段も3（1）④の算定後に①～③に該当した場合は両者を算定可能です。</p>
128	<p>●対象となる介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業（実施要綱の3事業内容（1）④の記載）</p> <p>・「通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所～」とありますが、休業要請を受けていない通所系サービス事業所が（居宅訪問のサービスは未実施）事業所でのサービス提供を継続し、車両を増やし送迎を少人数で実施する等を実施した場合は本補助金の【対象外】となりますか。</p>	<p>お見込みのとおり、居宅訪問サービスを実施していない場合は【対象外】となります。</p>

番号	質問内容	回答
130	現在ご提供いただいている実施要綱等において 当事業で助成の対象としている「手当」が、 新聞で報道されているいわゆる「危険手当」であるということ で理解しておりますが、それで間違いないでしょうか。	危険手当等の名称にかかわらず、コロナウイルスへの対応が無ければ発生しなかった各種手当を 対象として差し支えありません。
132	先に通知をいただきました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日）地域医療 介護総合確保基金「介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援1」の介護施設等の消毒・洗 浄経費と今回の支援事業の消毒・洗浄経費は重複すると考えられますが、事業者はどちらか一方を 申請することになるのでしょうか。	基金や他の補助金と二重に交付することはできないが、ある事業所の取組について2つの補助 金等の対象となる場合には、事業所の取組ごとにどちらを活用するか各都道府県においてご 判断いただきたい。なお、基金で補助を受けた物品については、事業所が実際に支出してい ないため、かかり増し経費に計上はできませんので本事業の対象とはなりません。
133	サ高住にて訪問介護、通所介護サービスを利用している利用者が感染者だった場合、割増賃金と手 当の支給及び消毒費用、衛生用品の購入の補助対象は、訪問介護事業所、通所介護事業所のみなら ず、サ高住そのものも対象となると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
140	休業事業所と連携した事業所について、休業事業所と同一法人の事業所が連携した場合は対象外と なるのか。	同一法人如何にかかわらず対象となる。
142	② 実施要項3（1）④の感染症の発生者や濃厚接触者がいない通所系事業所が訪問サービスを実 施する場合については、自主休業をした場合のみ事業の対象となるのか。もしくは、通常営業に加 え訪問サービスを提供した場合も対象となるのか。	実施要綱3（1）④については、通常のデイサービスの一部を訪問に切り替えた場合も対象 となります。
143	実施要綱3(1)④については、居宅訪問によるサービス提供の実施実績がなくとも、利用者からの連 絡を受ける体制を整えて、サービス提供の準備までしていれば申請可能なのか。	実施要綱には居宅を訪問することが要件となっています。
144	<p>かかり増し経費等について</p> <p>実施主体が、個々の事情を勘案し、幅広く対象とするとされているが、以下についてご教示いた きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> •割増賃金について、金額や割増率等の目安は実施主体が定めるべきものと解してよいか。また、実 施主体が、本事業の対象となる業務に従事した介護従事者への感謝を示すためにクオカードを配布 する事業を、「（3）都道府県等の事務費支援事業」として実施することは可能か。（事業所の給 与規程の改正を要さず迅速に対応できること、対象者にとってもサービス対価ではなく贈答品とし ての扱いとなることから、メリットが大きい。） •濃厚接触者に対応する職員が、感染予防のため帰宅せず、宿泊施設を利用した場合の費用を対象と してもよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○割増賃金や手当の額については、各事業所で柔軟に設定が可能であるが、一定地域での統 一的な目安額を、実施主体（都道府県等）が定めることについては妨げるものではない。 ○（3）都道府県等の事務費支援事業から介護従事者への贈答品を贈ることについては、事 業目的が異なることから認められない。 ○職員が帰宅できないための宿泊費用については、かかり増し経費と考える。

番号	質問内容	回答
145	<p>介護サービス事業所等との連携支援事業について</p> <p>標記事業について、他府県の事業所等と連携した場合の助成金の申請先は、自主的に休業した事業所等を所管する実施主体ではなく、連携先の事業所等を所管する実施主体と解してよいか。</p>	<p>本事業の補助金申請先については、当該事業所等の所在地の都道府県等となっているが、「連携支援事業」については県境を超えた職員の応援派遣を行う場合が想定される。</p> <p>この場合については、支援を受け入れた施設の所在する都道府県等に補助金の申請をすることが、自治体の事務負担や財政的な観点から合理的と考えられる。</p> <p>このことから</p> <p>①県境を超えた応援派遣を行う連携支援事業については、</p> <p>②受け入れ施設が所在する都道府県等との協議の上、当該受入施設が所在する都道府県等に補助金の申請をすることを可能とする。</p>
146	<p>同事業における補助対象経費のうち、「(割増)賃金・手当」とは、割増分のみが補助対象ということか。それとも、従前から勤務するスタッフの人件費についても、補助対象となるのか。</p>	<p>割増分以外にも新たに雇用する場合の人件費も対象となる。従前から勤務する職員の人件費は介護報酬での対応が基本となるが、本事業で特別手当などを補助対象とすることができる。</p>
147	<p>(手当に危険手当が含まれる場合)</p> <p>県が危険手当の額を定めて、事業者に示すことは差し支えないか。また、これまでに感染疑い者等の対応を行った事業所に対し、遡っての手当の支給を勧奨してよいか。</p>	<p>○割増賃金や手当の額については、各事業所で柔軟に設定が可能であるが、一定地域での統一的な目安額を、実施主体(都道府県等)が定めることについては妨げるものではない。なお、「感染疑い者」だけでは本事業の対象とはならない。(実施要綱3(1)(2)が要件)</p>
148	<p>本県では、職員の派遣調整や代替職員の確保等は指定都市・中核市(以下、「指定都市等」という。)の枠を超えて広域的に展開されることが効果的との考えのもと、指定都市等を含めた県全域で事業を行うことを検討している。次のスキームで補助協議を行うことは可能か。</p> <p>(1)案1</p> <p>① 県が指定都市等の同意の下、指定都市等を含めた県全域分について補助協議</p> <p>(2)案2</p> <p>① 県が指定都市等を含めた県全域で事業を行う</p> <p>② 指定都市等は事業に要する費用を県に負担金として支払う</p> <p>③ 県は指定都市等を除く県域分についてのみ国と補助協議</p> <p>指定都市等は県に支払った負担金を事業費として補助協議</p>	<p>職員の応援派遣について県が広域的に対応する方が迅速かつ効率的・効果的な場合であり、県内の指定都市、中核市の同意の上で、実施要綱3(2)連携支援事業については、案1又は案2により対応をして差し支えない。</p>
149	<p>感染者が発生した介護老人福祉施設に併設する短期入所施設で、PCR検査は陰性であったが経過観察のため期間を延長して利用した場合、介護計画上の必要ではなく感染防止を目的としたものであるため、施設利用にかかる経費を当該助成の対象とすることはできるか。</p>	<p>経過観察期間中でも基本は介護報酬での対応となりますが、感染が発覚した場合や濃厚接触者が判明した場合は本事業により、当該入所者の対応によりかかったかかり増し経費を対象とすることが可能です。</p>
150	<p>1事業所当たり1回までの助成となっていますが、仮に同一施設で集団発生が複数回起きた場合、1回目の助成が上限額内であった場合、上限額まで複数回の申請が可能となるのでしょうか。</p>	<p>原則1回ですが、事業所の資金繰り等やむを得ない場合については、各事業所の基準額までは追加で申請が可能です。(2回とはカウントしない)</p> <p>なお、1回補助を受けた事業所において更に集団感染等が発生した場合については個別協議での対応を検討します。</p>
151	<p>【全事業共通】</p> <p>いわゆる「医療みなし」であり介護サービス事業所の指定を行っていない訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び居宅療養管理指導の各事業所については対象となるか。</p>	<p>介護保険の利用者に対してサービスを提供しているのであれば対象となる。</p>

番号	質問内容	回答
152	補助対象事業所には、保険医療機関のいわゆる「みなし指定」を受けている介護保険適用事業所も含まれますか。	介護保険の利用者に対してサービスを提供しているのであれば対象となる。
153	「（２）介護サービス事業所等との連携支援事業」の中で、経費の例として「利用者引き継ぎ等の際に生じる、 <u>介護報酬上では評価されない費用</u> 」が挙げられています。どのような費用を想定し、どのような支出の証拠書類の提出であれば認められるのでしょうか。支出の証拠書類がないもの（あるいは、支出の証拠書類があっても、引き継ぎのためのみに支出されたと限定することが難しいもの）についても、認められるのでしょうか。	領収書、レシート及びこれに準ずる費用がかかったことを証明する資料により判断をお願いいたします。
154	「国庫補助協議書の提出について」の「４．留意事項」の（４）に、「事後的に都道府県が必要と認められた場合にレシート等を提出させることを可能とするなど可能な限り簡素な仕組みで事務手続きを行う」よう記載されています。これは、補助金交付の迅速化を図るために申請時の積算根拠提出の義務を免除する趣旨であり、遅くとも実績報告時には提出が必要となるという理解でよろしいでしょうか。	<p>かかり増し経費の確認資料については、実績報告時に提出させることは否定しませんが、施設等の感染の発生状況を踏まえて柔軟な対応をお願いいたします。</p> <p>【宮城県追記】 本県では、実績報告時には、領収書等支出の証憑となる書類を御提出いただくこととしております。</p>
155	<p>○介護サービス事業所等における継続支援事業の助成対象事業所について</p> <p>「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」3条【事業内容】（１）③において、対象事業所として、「濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所」等が示されていますが、令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課等連名事務連絡「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について（その２）」等で定義されている「感染が疑われる者」また、「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」に対応した事業所も対象になりますでしょうか（消毒費用等については、別途実施されている「介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援」において県を補助主体として支援されるものと考えております）。</p>	「感染が疑われるもの」のみでは実施要綱3（１）③には該当しません。
156	「人員基準等の臨時的な取扱い（第４報）」の問１において、「感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて通常のサービス提供と訪問によるサービス提供を組み合わせる場合」も人員基準等の臨時的な取扱いの対象とされていることから、この場合も、実施要綱3の（１）の④の対象事業所になると考えてよいか	差し支えありません。
158	<p>【追加】</p> <p>消毒費用や衛生用品購入費用などについて、感染者の発生・濃厚接触者の対応と経費の支出との前後関係をどのように確認するか。</p> <p>（例えば、濃厚接触者に対応した事業所から、感染防止のためにあらかじめ購入していた衛生用品の購入費用を補助対象経費として申請された際に、どこまでが補助対象経費と認められるのか。対応の後だけか、1/15以降はすべて認められるのか）</p>	左の例でいえば、濃厚接触者が発生した時点からのかかり増し経費となる。

番号	質問内容	回答
159	<p>実施要綱3(2)の連携支援事業について県境を越える職員の応援派遣については、受入施設が所在する都道府県等に申請しても良いか。</p> <p>・また、対象経費については、「職員派遣の旅費」と書かれていますが、その他の(割増)賃金等も含めているという趣旨でよろしいでしょうか？</p>	<p>○本事業の補助金申請先については、当該事業所等の所在地の都道府県等となっているが、「連携支援事業」については県境を超えた職員の応援派遣を行う場合が想定される。</p> <p>この場合については、支援を受け入れた施設の所在する都道府県等に補助金の申請をすることが、自治体の事務負担や財政的な観点から合理的と考えられる。</p> <p>このことから</p> <p>①県境を越えた応援派遣を行う連携支援事業については、</p> <p>②受け入れ施設が所在する都道府県等との協議の上、当該受入施設が所在する都道府県等に補助金の申請をすることを可能とする。</p> <p>○なお、お見込みの通り旅費以外も対象となります。</p>
160	<p>○当該事業の対象となる介護職員等に対する手当について、施設において感染者・濃厚接触者が発生した場合が考えられますが、当該事業所及び事業者が所在する地域(市町村)において感染者は発生していないが、「感染者が発生するかもしれない」というリスクを抱えながら介護業務につくという精神的な負担に対して手当を支給する場合も、当該補助事象の対象となり得るでしょうか。</p>	<p>新型コロナへの対応として新たに支給した各種手当について、種類、内容は問いません。</p>
161	<p>今回の事業で、修繕費、改修費、備品購入費用は対象となりますか。</p>	<p>実施要綱の費用の例示や基準単価の額においては、大規模な修繕、改修を想定した基準額の設定とはなっておりません。対象経費については、交付要綱案にお示ししている範囲となります。</p> <p>※地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の中で、介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化に要する改修に必要な費用を補助する枠組みがあります。</p>
162	<p>3(1)①に定められる事業内容において、「保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた」とあるが、市又は特別区からのどのような権限に基づく休業要請を想定しているか。</p>	<p>公衆衛生対策の観点から休業の必要性があると判断した場合に要請する休業等を想定しています。</p> <p>※令和2年2月8日付介護保険最新情報Vol.764参照。</p>
163	<p>3(1)②に定められる濃厚接触者の定義はどのようなものか。</p>	<p>保健所において濃厚接触者と判断した者となります。</p>
164	<p>3(1)②に定められる事業について、濃厚接触者であることをどのように証明することを想定しているか。</p>	<p>必要に応じて保健所(衛生主管部局)作成の資料の確認や照会等が想定されます。</p>
165	<p>実施要綱の適用日は補正予算成立日とのことだが、補助対象となる期間は令和2年4月1日からでよいか。</p>	<p>事業所の取組期間であれば実施要綱記載のとおり令和2年1月15日以降、実施主体の助成事業の取組期間であれば令和2年4月30日(補正予算成立日)以降となります。</p>
166	<p>3(1)で例示されている※1エにおける「介護報酬上では評価されない費用」とは具体的に何を指すか。</p>	<p>例えば、連携事業所で引継ぎを行う際の移動に係る交通費や引継書類作成に係る印刷費などが想定されます。</p>
167	<p>4(1)①には、都道府県が介護サービス事業所等の事業者から申請を受けることとされているが、区市町村との協議の上、都による区市町村への間接補助にて事業実施することは可能か。</p>	<p>国→都→区市町村の間接補助は想定していません。</p> <p>なお、都道府県の実施要綱により都道府県→区市町村→事業者とすることを妨げるものではないが、地方負担分は都道府県・指定都市・中核市において「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」により措置されることから、区市町村に負担を求めることは不可と考えます。</p>

番号	質問内容	回答
168	4（2）において、「都道府県知事等は、・・・助成の対象となる介護サービス事業所等であるかの確認を行い」とあるが、都道府県知事等に求める確認事項は具体的にどのようなものか。	協議通知の別添2で参考としてお示しした事業者からの申請書に基づき、助成対象の事業所等であるかどうかをご確認いただくことを想定しています。
169	4（3）②において、「・・・他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。」とあるが、地域医療介護総合確保基金で財源措置されている「介護施設等の消毒・洗浄経費」とのすみ分けはどのようなものか。	二重に交付することはできないため、ある事業所の取組について2つの補助金等の対象となる場合には、事業所の取組ごとにどちらを活用するか各都道府県においてご判断いただきたいです。
170	本事業は、その趣旨からコロナ禍における必要な介護サービス事業所・介護施設等が継続してサービスを提供できるよう支援を行うものであると理解する。 しかし、事業内容では感染が疑われる者に対応を行う場合は対象となっていない。一方、現場においては発熱が一定期間続いている利用者へのサービス提供を断ることは困難であり、介護従事者が安心してサービスを提供する環境を創出されているとはいいたい状況である。そのため、本事業において感染が疑われる者にサービス提供をする場合も対象とするべきと考える。また、本要望の実現が困難な場合にはその理由はどのようなものか。	本事業は、新型コロナウイルス感染症の発症により緊急的に支援が必要な介護サービス事業所等について、対象となることが客観的に確認できる「休業要請を受けた事業所や感染者・濃厚接触者に対応した事業所」等としており、「発熱が一定期間続いている利用者へのサービス提供」については、平時でも想定されるものであること及び客観的に確認することが難しいことから「発熱」のみをもって本事業の対象とはできません。 ※仮にこれを認めた場合、全事業所等が対象となる恐れがあります。 ※なお、発熱が一定期間続いている利用者については、令和2年5月11日付介護保険最新情報Vol.832を参照の上、相談・受診を実施いただきたいです。
171	国2/3、都道府県1/3の負担が設定されているが、事業者の負担割合を設定しないことは認められるとの理解でよいか。	お見込みのとおり、事業所の負担割合を設定することは想定していません。
172	衛生備品等の購入については少額であるために、クレジットカードでの購入及びそれに伴うポイントが付与が想定されます。このとき、付与されるポイントはどのように取り扱うべきか。	厚労省としては特段定めはないため、貴自治体の会計処理基準等に則り適正に処理いただきたいです。
173	助成金受領後に、当該事業所で再度、感染者が発生し、かかりまし経費が生じた場合でも、1回までしか申請できないという解釈で良いか。	個別協議の枠組みの活用を検討しています。
174	陽性者の濃厚接触者ではないが、症状から医師が感染の確率が高いと判断し、PCR検査の対象者となった利用者に対して、結果が出るまでサービスを提供する場合のかかり増し経費については、対象外という考えで良いか。	お見込みのとおりです。
175	感染有無は不明だが高温が続いている利用者や、県外を往来した家族がおり感染を否定できない利用者などにサービスを提供する場合の、かかり増し経費については、対象外という考えで良いか。	お見込みのとおりです。
176	陽性者の濃厚接触者だったためPCR検査を実施し、陰性と判断された利用者は、保健所から自宅待機の指示がある期間は濃厚接触者であり、その期間中に事業所が対応した場合は助成対象との考えで良いか。	お見込みのとおりです。
177	通所系サービス事業所が、訪問によりサービスを提供する際には、実施要綱では「居宅を訪問し」と記載されているが、「人員基準等の臨時的取扱い（その6）」にあるとおり、電話による安否確認のみの場合でも、助成対象となると考えて良いか。	電話の安否確認については介護報酬の対象となりますので、居宅を訪問しない場合はかかりまし経費の対象とはなりません。
178	休業した短期入所サービス事業所が、代替サービスとして訪問サービスを実施した場合のかかり増し経費は、助成対象外と考えて良いか。	実施要綱3（1）④のとおり、通所系サービスに限られます。

番号	質問内容	回答
180	現時点では介護事業者が補助対象事業を実施しているかどうか把握できていない状況ですが、秋頃に予定の2回目の国庫補助協議の時点で実施を把握できている場合、1回目と同様、令和2年1月15日以降に発生した経費を補助対象としてよいでしょうか。	1/15以降が対象となりますが、例えば感染者の発生が8月の場合は、8月以降のかかり増し経費が対象となります。
181	市内で新型コロナウイルス感染が発生していない状況であっても、事業者の判断で要綱の3-(1)-④にあるように、通所から訪問に切り替えたときも補助対象となるのでしょうか。	全国的な感染拡大を踏まえ通常の規模で運営できない状況と考えられるため対象となります。
182	<p>補助対象施設は「実施要綱3事業内容(1)③濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所サービス事業所、介護施設等」とありますが、次のどちらの意味となるか、御教示願います。</p> <p>解釈①：保健所が「濃厚接触者」と認定した介護サービスの利用者に対して「実際に」介護サービスを提供した事業所。</p> <p>解釈②：濃厚接触者に対して実際に介護サービスを提供していないが、濃厚接触者が発生した時に備えて、事業所として対応できるように消毒剤、マスク、手袋等の衛生物品を買いだめしたり濃厚接触者ケア用専用車を購入したりした事業所。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>上記②の解釈を可能とした場合、「通常のインフルエンザ対策」用として購入した衛生物品なのか、「コロナ濃厚接触者用」としてかかり増ししたのかどうかの区別がつかず、事業所側が「濃厚接触者用です」と主張することが可能になってしまうおそれがあります。</p>	解釈①となります。
184	1月15日以降に休業要請を受けた事業所や感染症患者が発生した事業所等が既に支出した経費（衛生物品購入費、割増賃金・手当等）についても、本補助金の対象となるか？	1月15日以降から本事業は対象となりますが、事業所の個別の対象経費の起算日は休業要請を受けた日や感染が発生した日以降となります。
186	老発0515第1号令和2年5月15日付け厚生労働省老健局長通知別紙2ページにあります3事業内容(1)④で「①～③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）」とありますが、小多機と看多機の通いサービスは対象外ということになりますか。もし対象外である場合、小多機と看多機は、同ページ①から③、または連携支援事業に該当した場合に対象となりうるということでしょうか。	お見込みのとおりです。小多機、看多機は通常サービスの訪問に切り替えるだけで、業態変更のかかり増しには該当しないという整理です。
188	継続支援については、福祉用具貸与事業所は対象外となっていますが、なぜでしょうか。居宅を訪問した場合に、濃厚接触者に対応するということも考えられますが、いかがでしょうか。	福祉用具は人が集まって提供される形態ではなく、また、通所等の代替サービスとして提供されることも想定されていないため、対象外という整理となりました。ただし、他サービスとの連携支援への補助に関しては、福祉用具事業所も関係者の一員として対象となっています。また、福祉用具貸与事業所はモニタリングを居宅訪問で行わなくてよいことになっております。
190	3(1)(例)のウ、コに職員確保費用について、手当とあるが、こういった手当を想定されているか。手当の対象、単価等あればお示しおたきたい。	新型コロナの対応を踏まえて、通常では出していない手当を支給した場合は対象となります。手当の内容、対象、金額については事業所等で定めることとなります。

番号	質問内容	回答
191	3(1)(例)以降にある損害賠償保険について、派遣職員の怪我や感染した場合の補償を対象とした保険も対象となるか。	事業の実施に必要となる保険であれば対象として差し支えありません。
192	基準単価表(2)介護サービス事業所等への連携支援事業の中で、入所施設・居住系施設で定員単位で基準額が示されているが、この定員は施設の定員という理解でよいか。 (例) 受入施設A介護医療院の定員50人 50×24千円=1,200千円支給	施設の定員となりますが、(2)の事業は派遣元施設のかかり増し経費となるため、派遣元施設の基準単価や定員を使います。
193	派遣元の事業所では、感染症が確認された施設に派遣された職員に対して、直ちに勤務させるのではなく、2週間程度休業させることも考えられる。その場合の人件費は、対象経費となるか。	その方が従来からの職員であれば、基本は介護報酬で人件費を見て、その方が休む間に勤務する者の超過勤務手当や非常勤職員の新規雇用などが、本事業のかかり増し経費となります。
194	照会回答集No.158では、感染防止のためにあらかじめ購入したものは、対象外であり、濃厚接触者が発生した時点から対象という記載があるが、以下のような場合は、対象とみなせるのか。 (1) 感染の疑いのあるものが発生して、PCR検査まで時間がかかり、感染者と断定されるまで一定の期間があった。疑いがある時点で、消毒の実施や割増賃金などを行った場合は、対象となるのか。あくまで、感染者と断定されて以降の経費が対象となるのか。 (2) 実施要綱3(1)④で、通所サービス事業所が自主的に休業を行い、訪問サービスを実施した経費が対象となるが、1月15日以降の経費であれば、自主休業を行う前に、訪問サービスを行うため(今後行うための備え)に要した経費(車の購入、訪問サービスのための人員確保経費等)は、対象となるのか。	(1) ご照会の状況であれば、感染の疑いがあると認識しそれを踏まえた対応を行っている時点から、一連のかかり増し経費として差し支えありません。 (2) 実施要綱3(1)④は自主休業(完全休業・一部休業・縮小)のみならず、利用者がサービス利用控えをしている場合も含まれます。これらの場合に通所介護事業所が、訪問サービスの実施に要した費用は対象となります。
195	照会回答集No.19では、特養と通所の共有部分にパーテーション設置を行う照会があるが、1つの建物に複数の事業所がある場合が、2事業所にまたがる経費が想定されるが、専有面積による按分を行う(もしくは、事業者が提示する按分方法で、都道府県が妥当と認める方法)等して、各々の事業所に要した経費として、申請を出す必要があると考えて良いか。 国の方から、2事業所にまたがる経費についての按分方法を提示することはあるのか。	複数の事業所にまたがる費用については、費用按分により申請を行うことが適当と考えます。 事業所のかかりまし経費の内容を踏まえて適宜合理的な方法で差し支えありません。例えば、パーテーションであれば専有面積の割合等での按分が考えられます。
196	要綱3の(1)の②について、介護サービス事業所において利用者又は職員に感染者が発生し、消毒・清掃等を行った。利用者は自宅待機となり、事業所は自主休業を行うことになった場合、「消毒・清掃等」の経費については事業を継続していないため、今回の「補助対象とはならない」と考えてよろしいでしょうか。 同様に要綱3の(1)の③についても、同じと考えてよろしいでしょうか。	要綱3(1)②③に該当した時点で、その後休業の有無にかかわらず、かかり増し経費が発生すれば補助対象となります。
198	感染者及び濃厚接触者の定義については、保健所等の定義と同じと考えるが、期間について教えてください。一般的には陰性になって2週間と言われているが、今回の補助金の対応期間についても、その期間内のものが対象になるのでしょうか。もしくは、期間関係なく、事業所等の判断で要した経費すべてが対象になるのでしょうか。	濃厚接触者に対応した日以降に発生したかかり増し経費となり、2週間に限定されるわけではありません。

番号	質問内容	回答
199	住宅型有料・サ高住の入居者が利用していた居宅サービス事業所が、要綱3(2)に該当したため利用を中止せざるを得なくなり、その影響で当該住宅型有料・サ高住において職員を増員してサービス提供した場合も、連携支援事業の対象になるのでしょうか。	利用していた居宅サービス事業者が連携支援するために事業を縮小したために、利用が出来なくなったということでしょうか。要綱3(1)①、②及び自主休業した事業所と連携した場合のみ「連携支援事業」の対象となります。
200	別添基準単価(1)②を申請する場合、例えば、利用者1名の陽性者に対し、3事業所がサービスを提供していた場合は、同一法人であっても他法人であっても3事業所それぞれから申請を受け付けて良いか。	同一法人如何にかかわらず、かかり増した経費があればそれぞれ申請が可能です。
201	別添基準単価(1)④中、「①～③以外の通所系事業所であって」とあるが、「陽性の疑いがあったが最終的に陰性であった利用者又は職員」が存在する事業所を含むことができるか。	含みます。自主的な縮小であっても対象となります。
202	別添基準単価※1中、共生型訪問介護や共生型通所介護の記述がないが、障がい福祉サービス事業所との重複申請は認められるか。	介護保険の利用者に対してサービスを提供しているのであれば対象となるが、同一のかかり増し経費について、他の補助金との併給はできないので、費用の按分により申請することが適当ですが、介護サービス特有のもの(デイの生活相談員関係経費など)は按分は不要と考えます。
203	実施要綱4(2)中、「助成の対象となる介護サービス事業所等であるかの確認」を具体的に示されたい。	実施要綱の記載内容に基づき判断をお願いいたします。
208	5/21付でいただいた照会回答集の158番の回答には濃厚接触者に対応した事業所の場合、濃厚接触者に対応した時点からのかかり増し経費が対象とのことでした。 次のような場合はどの時点からの経費が対象となるのでしょうか。 例 4/8にA利用者にサービスを提供(これ以降はサービス提供していない)、4/10にA利用者発熱症状、4/20にA利用者陽性診断 4/8、4/10、4/20いずれの時点からのかかり増し経費が対象になるのでしょうか。	A利用者に陽性診断がでたのが4/20ですが、それ以前に陽性の疑いを想定して対応を行った場合は、その時点から起算して差し支えありません。
210	No.60「既存の行政職員に係る残業代」 No.134「臨時職員の人件費」と書かれていますが、 正規職員の人件費は対象でしょうか。 【質問した理由】 No.60の回答を見ると正規職員の残業代が対象経費として認められるように読めるのですが、No.134の回答は臨時職員のみ対象経費と読めるので、正規職員の人件費が対象経費として認められるか質問させていただきます。	正規職員の本来業務と本事業の業務の切り分けができるのであれば対象として差し支えありません。
211	正規職員の人件費が対象経費と認められた場合は、No.134に記載している「本補助金の申請受付、審査、疑義照会、交付、調査、実績報告の審査等に係る人件費」が対象経費として認められるということでしょうか。	正規職員か否かにかかわらず対象として差し支えありません。
212	当市は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に係る人件費」と「通常業務に係る人件費」という区分ごとに人件費は予算上、分けられていません。 No.60の回答「明確に本事業に限定した業務を行うものとして、切り分けることができる場合」について、実績報告をする際にどのような資料が求められるのでしょうか。	具体的にその部分を証明させるような資料の提出は求めません。適宜、業務の切り分けを整理していただくようお願いいたします。

番号	質問内容	回答
215	中核市が、介護事業所に対して、補助金を支給する期日に締め切りはございますか。	本事業は令和2年度末までの事業となり、その間で実施することが必要となります。
216	「3（2）休業要請を受けた介護サービス事業所等との連携支援事業」では、応援職員の派遣を行う広域福祉事務組合や市の外郭団体（社会福祉協議会）は対象になるのか。	本事業は実施要綱別表に記載の事業所と基準単価をもとに補助額が算定されるため、外郭団体は対象となりません。なお、外郭団体等においても別途補正予算で計上されている「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の特別対策事業（社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業）」での対応が可能と承知しています。
217	事業所よりご質問がありましたため、お伺いさせていただきます。 通所リハビリテーション事業所が、代替として当該事業所職員による訪問サービスを提供するため、タブレットを購入したとのことでしたが、要綱3（1）のコ～セに当たらず、キとも異なる認識でおりますが、当該支援事業の対象の判断としてはいかがでしょうか。	例示に無い場合でも、事業内容に照らし合わせて必要であれば対象としてさしつかえありません。
218	実施要綱3（1）④「利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で」とありますが、この場合の体制とは、利用者から事業所に電話があった場合に対応できるように、事業所に職員を配置させるだけでもよろしいでしょうか。随時対応等を想定しているのか、具体的な要件をご教授ください。また、個別サービス計画の内容を変更しないと対象にはならないでしょうか。	実施要綱3（1）④の取扱いは、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）別紙1に依るものです。同事務連絡ではご質問の内容に係る具体的な要件は提示していませんが、その趣旨は居宅で生活している利用者に対し、できる限りのサービスを提供することにあり、これをふまえれば、各事業所の状況に応じて ・利用者のニーズを把握し、それに応じた対応ができるような体制を整備しておくこと ・個別サービス計画の内容をふまえた対応を行うことが必要になるものと考えます。
219	【照会回答集NO.1関連質問】 応援派遣した職員の穴を埋めるため、新しく雇った職員の「賃金」については対象となるとあるが、新しく雇った職員の「賃金」には、基本給及びその他手当の両方が含まれる（補助対象となる）のか。	含めても差し支えありません。
220	【照会回答集NO.84関連質問】 応援を受けた感染者が発生した介護施設運営法人が、他法人からの応援職員に対し、謝金を支払った場合に対象経費として差し支えないとあるが、支払った謝金が、応援職員の基本給相当額であった場合も対象経費としてよいか。	謝金は社会通念上妥当と判断される額でお支払いください。